

知財侵害抑止に向けて

2025年11月28日
日本商工会議所

中小企業における「知的財産の活用・保護推進アクションプラン」の策定・実行を ①

- 政府が掲げる「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」に向け、国内企業の99.7%を占める**中小企業が、イノベーション創出・付加価値拡大により持続的に賃上げ原資を確保することが不可欠**。その源泉となる「稼ぐ力の種」こそ「知的財産」。
- そこで、日本商工会議所・東京商工会議所では、**2025年4月策定・公表した「知的財産政策に関する意見」**において、**本年を中小企業における「知的財産の活用・保護の推進元年」と**位置づけ、関係省庁連携の下、**中小企業における（１）知財経営リテラシーの向上、（２）知財の活用促進、（３）知財の保護強化、の3つを柱とする「知的財産の活用・保護推進アクションプラン」の策定・実行**を政府に要望。

中小企業における「知的財産の活用・保護推進アクションプラン」

（１）知財経営リテラシーの向上

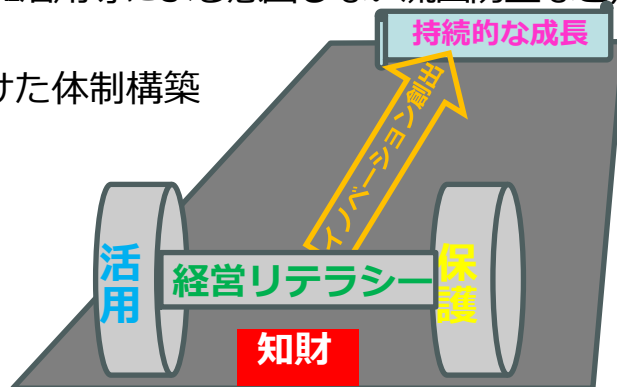
- ①中小企業・小規模事業者の経営者、②経営支援機関、③国・地方自治体の各層に対する知財の活用・保護に関する普及啓発
- 中小企業関係の補助金における公募要領・書式等において、知財の有無を確認する項目を記載
- 知財取引の適正化に向けた秘密保持契約等の締結指導、不当な契約の見直し実施
- 自社の技術・ノウハウ、データ等（営業秘密を含む）を安易に開示しないための指導の強化（視察等での情報開示防止、営業秘密としての情報管理の徹底、生成AI活用等による意図しない流出防止など）

（２）知財の活用促進

- よろず支援拠点とI N P I T知財総合支援窓口の連携強化に向けた体制構築
- 「稼ぐ力の種」である知財の活用促進に向けた政府予算の拡充
- 「イノベーションボックス税制」の活用促進・制度拡充

（３）知財の保護強化

- 知財取引の実態に関する定期的な調査・企業名公表の早期実施
- 知財侵害抑止に資する指針の早期策定
- 将来における知財侵害行為の抑止に資する制度の策定の検討



- **「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」** および **「経済財政運営と改革の基本方針2025」**（いずれも6/13閣議決定）において、**「知的財産の保護強化と活用促進」**が明記された。

**「新しい資本主義のグランドデザイン
及び実行計画2025年改訂版」
（6/13閣議決定）[抜粋]**



Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の推進

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

「また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む」

(3) 中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

「中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で**中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築**に取り組む。また、**公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む**。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、**知財経営支援ネットワーク**（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）**を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく」**

**「経済財政運営と改革の基本方針2025」
（6/13閣議決定）[抜粋]**



第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着

～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の実行

「価格転嫁・取引適正化については、『官公需における価格転嫁のための施策パッケージ』に基づく取組として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用等を進める。中小受託取引適正化法の執行体制を強化するとともに、『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。**中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワーク（※）を通じたリテラシーの向上等に取り組む**」

※特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み

事例①

- 特許技術を用いた自社製品の模倣品を他者から無断で製造・販売された。
- 顧問弁護士を通じて再三の警告を行うも無視され、最終的には「在庫が無くなり次第、販売を中止する」という一方的な通告を受けた。

【兵庫県／繊維製品製造業】

事例②

- 特許を取得した当社製品を、販売代理店が展示会へ出展した際、同業他社の担当者から技術・構造に関して根掘り葉掘り聞かれた。
- それを機に、同社から模倣品を製造・販売され、弁護士を通じて警告を実施している。

【沖縄県／金属加工業】

事例③

- 取引先と共同開発をしていた技術に対して、共同特許の取得を要請したが、取引先の指定で製造許諾を受けるにとどまった。
- その後、取引先に単独で特許を取得されてしまうとともに、後継品の製造を競合他社に依頼されてしまった。

【東京都／機械器具製造業】

事例④

- 取引先が同業他社に対して、当社の特許技術に関する図面を横流ししたことで模倣品が流出したため、取引先を相手取り、特許訴訟を提起。
- 被告側に意図的に裁判を引き延ばされ、裁判期間は3年を超えた。
- 勝訴はしたものの、弁護士費用等で合計1,800万円程度を負担することとなった。
- また、役員・従業員が裁判の対応に張り付きで、本業の対応が全くできず、その間の機会損失も含めると、被害は計り知れない。

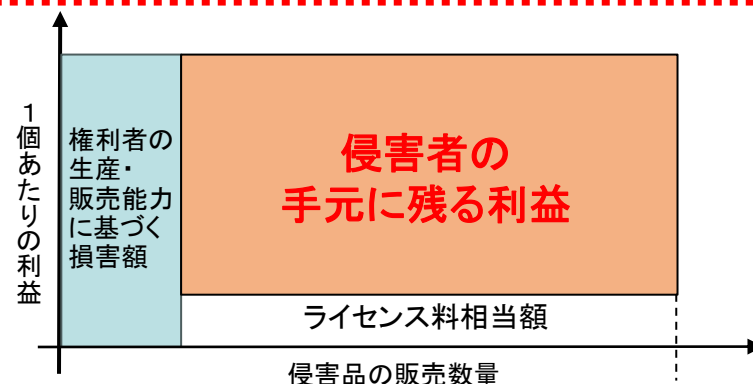
【東京都／建築金物製造業】

事例⑤

- 他社からの特許侵害に対して提訴し、知財高裁まで戦った。損害賠償の請求額を1億円として提訴したが、判決で減額され、損害賠償額は5,000万円にとどまった。
- 勝訴はしたが、裁判に係る弁護士費用（2,500万円程度）に加え、被疑侵害品の調査費等も負担し、トータルは赤字となった。
- また、訴訟期間は5年ほどかかり、費用と労力を考えると割に合わなかった。

【東京都／化学品製造業】

- 現行の特許法102条（損害賠償額の算定規定）では、**侵害者の手元に残る利益が否定できず、「侵害したもの勝ち」の状態**になっている。
- 故意・悪質な権利侵害の根絶に向け、**加害者に対する制裁だけでなく、将来における同様の行為の抑止に資する制度の導入が不可欠**。



「知財侵害抑止の強化パッケージ」

【侵害抑止に向けた基本的な考え方】

- A) 大企業と中小企業の新たな共存共栄に向け、中小企業だけが不利益を被ることのない、知財いじめがない世界を作る
- B) 立場の弱い中小企業に訴訟を起こし取り戻させる負担を負わず、侵害が事前に強く抑止される制度を設計し、侵害し得の状況を是正する
- C) 中小企業が自らの知財被害について声を上げやすくする

具体的な施策	達成度合
① 知財取引の実態に関する定期的な調査（および企業名公表の早期実施）	○ (2025年9月実施済み)
② 知財侵害抑止に資する指針の早期策定	△ (知財取引IWG等で検討中)
③ 将来における知財侵害行為の抑止に資する制度の策定の検討	× (現在未策定)